



鳥取県公報

平成 21 年 9 月 4 日 (金)
第 8 1 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (549) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (550) (〃) 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (551) (景観まちづくり課) 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (552) (経営支援チーム) 3
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (553・554) (森林・林業総室) 5
	地びき網漁業に係る許可の申請期間 (555) (水産課) 6
	廃川敷地等の発生 (556) (河川課) 6
	指定居宅サービス事業者の指定 (557) (東部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (558) (〃) 7
	介護老人保健施設の開設の許可 (559) (西部総合事務所福祉保健局) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防チーム) 10

告 示

鳥取県告示第549号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	特定非営利活動法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	通所介護	平成21年7月1日
有限会社コトブキ家具店	鳥取市二階町二丁目219	なないろデイサービスセンター	鳥取市二階町二丁目201-4	〃	平成21年8月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	特定非営利活動法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	介護予防通所介護	平成21年7月1日
株式会社わかば	鳥取市湖山町東五丁目261	多機能サポートセンターわかばの家大岩	岩美郡岩美町大字大谷312-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃
〃	〃	多機能サポートセンターわかばの家勝谷	鳥取市鹿野町寺内131	〃	〃
〃	〃	多機能サポートセンターわかばの家河原	鳥取市河原町渡一木156-1	〃	〃
〃	〃	多機能サポートセンターわかばの家美保	鳥取市吉成510	〃	〃
有限会社コトブキ家具店	鳥取市二階町二丁目219	なないろデイサービスセンター	鳥取市二階町二丁目201-4	介護予防通所介護	平成21年8月1日

鳥取県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
博愛病院発熱外来診療所	米子市東福原一丁目1-45	平成21年8月1日

鳥取県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 2・2・36号幸町棒鼻公園及び2・2・74号面影二丁目公園

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第552号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ伯耆

西伯郡伯耆町大殿952、953、995-1から995-3まで、996-1、1001、1001-1、1002-1から1002-3まで、1003から1003-2まで、1004-1、1004-2、1004-5、1019-1、1021-3、1022-1から1022-3まで、1023-1、2333、2335から2348まで、2350、2351、2352-2、2415、2416、2418から2420まで及び2422

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1-36

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正
島根県益田市下本郷町206-5

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 長谷川 徹
島根県安来市赤江町1448-1

株式会社セリア 代表取締役 河合 宏光
岐阜県大垣市外渕二丁目38

株式会社ライフォート 代表取締役社長 泉山 伸一
兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年4月21日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5433.94㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 297台（うち身体障害者用 7台、高齢者用 4台）
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 156台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 252.0㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 62.99㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ジュンテンドー
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後8時
 - イ 株式会社フーズマーケットホック
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
 - ウ 株式会社セリア
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 - エ 株式会社ライフオート
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 7か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 7 届出年月日
平成21年8月20日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成21年9月4日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部部総合事務所県民局

西伯郡伯耆町吉長37-3
伯耆町地域再生戦略課経営企画室

11 意見書の提出

伯耆町の区域内に居住する者、伯耆町において事業活動を行う者、伯耆町の区域をその地区とする商工会その他の伯耆町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第553号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上大灘東北3151の13・3151の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）・字上松中東3273の4（次の図に示す部分に限る。）・3273の1・3273の3（以上5筆国有林）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第554号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大山字大山54の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

水源のかん養

（3）解除の理由

道路用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

1の（1）に同じ

（2）保安林として指定された目的

公衆の保健

（3）解除の理由

1の(3)に同じ

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第555号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第9条第2項の規定に基づき、東伯郡北栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る許可の申請期間を平成21年10月1日から同月14日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第556号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び西部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称
二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成21年9月4日
- 3 廃川敷地等の位置
西伯郡大山町所子字押平道ノ上961-1番地先
西伯郡大山町所子字上河原946-2、924-2番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 3,439.57平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第557号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類

アースサポート株式会社 代表取締役 森山典明	アースサポート株式会社 鳥取在宅サービスセンター	鳥取市富安一丁目 113	平成21年9月1日	訪問入浴介護
---------------------------	--------------------------	-----------------	-----------	--------

鳥取県告示第558号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アースサポート株式会社 代表取締役 森山典明	アースサポート株式会社 鳥取在宅サービスセンター	鳥取市富安一丁目 113	平成21年9月1日	介護予防訪問入浴介護

鳥取県告示第559号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人育生会	高島病院介護老人保健施設	米子市西町6	平成21年9月1日
医療法人社団昌平会	介護老人保健施設はじめ	西伯郡伯耆町大原927-1	平成21年9月3日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県交通管制センター中央装置（上位装置）貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限及び納入場所

平成22年2月28日(日)	鳥取市東町一丁目271	交通管制センター
	米子市上福原1266-4	米子サブセンター
	倉吉市清谷町一丁目10	倉吉ミニセンター

(4) 調達案件に係る賃貸借期間及び保守業務の履行期間

平成22年3月1日から平成27年2月28日まで

(5) 入札方法

入札金額は、調達案件に係る機器設定及び付帯工事に要する費用、機器の賃貸借費用(平成22年3月1日から平成27年2月28日までの5年間分)並びに保守費用(平成22年3月1日から平成27年2月28日までの5年間分)の合計金額とし、これらの内訳を内訳欄に記載すること。

また、内訳欄への賃貸借費用及び保守費用の記載に際しては、1月当たりの費用(それぞれの金額を(4)の期間で月割りした額)も併せて記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第161号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年9月15日(火)午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

エ 平成21年9月4日(金)から同年10月16日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 平成21年9月4日(金)から同年10月16日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア及びウからカまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうちに、競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されているものがあること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、構成員のうちに当該資格区分に登録されているものがないものは、構成員のうち、いずれかの者において競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年9月15日

(火) 午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きいものが代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年9月4日(金)から同月14日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年10月16日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日(木)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年10月2日(金)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be procured : Traffic control center central unit (high-ranking unit), 1 set

(2) October 2, 2009 3:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 16, 2009 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

October 15, 2009 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters
1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成21年9月4日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
甲種危険物取扱者試験	平成21年11月1日(日)午前9時45分から
乙種危険物取扱者試験 (乙種第4類受験者の受験日時は、当センターが指定)	平成21年11月1日(日)午前9時45分から (乙種第1・2・3・4・5・6類) 平成21年11月1日(日)午後1時30分から (乙種第4類)
丙種危険物取扱者試験	平成21年11月1日(日)午前9時45分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁
倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町74	米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成21年9月7日(月)から同月24日(木)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-26-8389)に照会すること。